育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第22条の２に規定に基づく公表

（男性労働者の育児休業取得率等の公表）

2023年(令和５年)６月14日
社会福祉法人　県央福祉会

1. 公表前事業年度の期間
   2022年(令和４年)４月１日より2023年(令和５年)３月31日まで

2. 育児休業等の取得割合

$$\frac{\text{育児休業等をした男性労働者の数}}{\text{配偶者が出産した男性労働者の数}} = \boxed{２５．０\%}$$

育児休業等の取得の状況に関する備考

① 上記、育児休業等の育児休業平均取得日数は、１８９．５日となっています。

② 育児休業等と育児目的休暇の取得割合は、以下のようになっています。

$$\frac{\begin{array}{c}\text{育児休業等をした男性労働者の数＋} \\ \text{小学校就学前の子の育児を目的とした休暇制度} \\ \text{を利用した男性労働者の数の合計数}\end{array}}{\text{配偶者が出産した男性労働者の数}} = ８８．９\%$$

この場合の、育児休業平均取得日数は、４９．８日となっています。

③ 女性の育児休業取得率は、以下のようになっています。

$$\frac{\text{育児休業等をした女性労働者の数}}{\text{出産した女性労働者の数}} = １００\%$$